

保育の必要性の認定について

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連 3 法に基づく新制度が平成 27 年度より開始されました。この新制度では保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての支給認定を受ける必要があります。

1. 支給認定区分について

| 認 定 区 分 | | 内 容 | |
|---------|-------|---------------------------------------|-----------------|
| 1 号認定※1 | | 4 月 1 日現在、満 3 歳以上で、教育（認定こども園）を希望する場合。 | 教育標準時間 |
| 保育認定 | 2 号認定 | 4 月 1 日現在、満 3 歳以上で、保育所での保育を希望する場合。 | 保育標準時間 保育短時間 |
| | 3 号認定 | 4 月 1 日現在、満 3 歳未満で、保育所等での保育を希望する場合。 | 保育標準時間 保育短時間 |

※1 本量寺こども園、幼保連携型認定こども園須田保育園、幼稚園が該当します。
加茂市内の幼稚園は直接、幼稚園へ入園申込みを行っていただきます。

2. 保育標準時間と保育短時間について

上表の 1～3 号認定の区分の他に保育の必要性の認定については、保育標準時間（11 時間保育）と保育短時間（8 時間保育）の区分を設定します。

| 保 育 時 間 | 保 護 者 の 就 労 時 間 (目安) | 保 育 時 間 |
|-----------------|---|--|
| 保育標準時間（11 時間保育） | 1 か月 120 時間以上の就労 ○その他、上記に準ずる理由のある場合 | 通常の保育開始時間から 11 時間 例) 午前 8 時から午後 7 時まで※2 延長保育を利用する方はこちらとなります。 |
| 保育短時間（8 時間保育） | 1 か月 48 時間以上 120 時間未満 ○その他、上記に準ずる理由のある場合 | 通常の保育開始時間から 8 時間 例) 午前 8 時から午後 4 時まで※2 |

※2 保育園によって開所時間が異なる場合があります。

3. 保育の認定基準

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等 (家庭外労働) 家庭外で仕事をしており、その児童の保育ができない場合。
(家庭内労働) 児童の保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をするのが常態で、児童の保育ができない場合。
- (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合。
- (3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害がある場合。
- (4) 介護等 児童の家庭に介護・看護が必要な親族等があり、家庭で保育できない場合。
- (5) 災害復旧 火災や風水害、地震などの不幸があり、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
- (6) 求職活動 児童の親が求職活動（職業訓練を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合。
- (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合。
- (8) 育児休業 育児休業取得時に、既に保育の利用をしている児童がいて継続利用が必要である場合。

保育標準時間の認定に該当する勤務状況でも、祖父母の協力が得られるなど、ご希望がある場合は保育短時間での利用が可能です。その場合は、こども未来課までご連絡ください。

○保育短時間は、両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯の場合などを対象にしています。

○保育標準時間は、両親ともフルタイムの共働き世帯の場合などを対象にしています。

また、家庭の事情により保育標準時間認定が必要な場合もこども未来課へご相談ください。

なお、保育の標準時間及び短時間は年度中でも変更が可能です。就労状況に変更があった場合等は保育園もしくはこども未来課へご相談ください。但し、変更の申請があった翌月からの適用となります。

保育時間による保育料の違いについて

保育短時間と保育標準時間とでは保育料が変わります。保育料の差は別表の「加茂市保育料徴収基準額表」をご覧ください。